

紫波町投票区再編計画（案）

令和4年3月

紫波町選挙管理委員会

目 次

1. はじめに（投票区再編の趣旨）	1
2. 現状	2
3. 課題	3
4. 投票区再編の目的	5
5. 投票区再編方針	5
6. 実施時期	5
7. 投票区再編案	6
8. 投票区再編による影響及び対策	8
9. 投票区再編により期待される効果	8

※本文中における施設名については、計画案作成時点（令和4年3月時点）の名称を用いています。

紫波町投票区再編計画（案）

1. はじめに（投票区再編の趣旨）

投票区は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき市町村単位で設けることが規定されており、市町村の選挙管理委員会が必要と認める場合においては、市町村の区域内において複数の投票区を設けることができるものとされています。

紫波町では、昭和 30 年に 1 町 8 カ村が合併し現在の紫波町が誕生した以後、約 50 年間にわたり合併前の投票区を基本とした 13 投票区による体制を維持して選挙を執行しており、その後、平成 20 年 4 月に小学校の学区を基本単位とした現行の 11 投票区へ再編を行い、現在に至っています。

現在、紫波町では、小学校や公民館など 11 施設を投票所として利用していますが、平成 31 年 3 月に策定された「紫波町立学校再編基本計画」に基づき、令和 3 年度に西部地区、令和 4 年度に東部地区の小学校在再編（統廃合）となり、再編によって閉校となる小学校については今後跡地活用が進められるほか、閉校による水道や電気などの使用停止に伴い投票所としての機能に不備が生じることから、これまで投票所として利用していた 11 施設のうち、閉校となった 3 つの小学校（片寄小・彦部小・星山小）については、令和 4 年 4 月以降は投票所として利用できなくなる見込みです。

また、平成 20 年 4 月の投票区再編以降、町の中央地区（日詰・古館・赤石）における人口は増加傾向にある一方、町の西部地区（水分・上平沢・片寄）及び東部地区（彦部・星山・佐比内・赤沢・長岡）における人口は減少傾向にあり、西部地区及び東部地区においては今後も有権者数が減少していくことが予想されています。その一方、行財政改革の推進や国による選挙執行経費基準法の改正等によりこれまで以上に選挙費用の抑制が求められていることから、地域の実情を踏まえつつ将来を見据えた運営コストの削減及び選挙事務の効率化について検討を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、紫波町選挙管理委員会では、地域の実情に即した投票区への見直しを図るため、令和 4 年 6 月以降に執行される選挙からの適用を目標とした投票区の再編を行うこととしました。

【参考】投票区の変遷と選挙人名簿登録者数の推移

昭和 30 年 9 月 (1 町 8 カ村合併直後)			平成 20 年 6 月 (前回の投票区再編直後)			令和 4 年 3 月 (R4. 3. 1 現在)	
第 1 (日詰)	1,907 人	⇒	第 1 (日詰)	4,739 人	⇒	第 1 (日詰)	5,410 人
第 2 (古館)	1,361 人	⇒	第 2 (古館)	6,849 人	⇒	第 2 (古館)	7,455 人
第 3 (水分)	1,805 人	⇒	第 3 (水分)	1,812 人	⇒	第 3 (水分)	1,480 人
第 4 (上平沢)	1,752 人	⇒	第 4 (上平沢)	1,768 人	⇒	第 4 (上平沢)	1,544 人
第 5 (片寄)	1,744 人	⇒	第 5 (片寄)	1,769 人	⇒	第 5 (片寄)	1,552 人
第 6 (赤石)	2,495 人	⇒	第 6 (赤石)	5,282 人	⇒	第 6 (赤石)	6,203 人
第 7 (彦部)	1,016 人	⇒	第 7 (彦部)	968 人	⇒	第 7 (彦部)	836 人
第 8 (星山)	655 人	⇒	第 8 (星山)	819 人	⇒	第 8 (星山)	714 人
第 9 (佐比内 1)	705 人	⇒	第 9 (佐比内)	1,018 人	⇒	第 9 (佐比内)	837 人
第 10 (佐比内 2)	564 人						
第 11 (赤沢)	1,327 人	⇒	第 10 (赤沢)	1,165 人	⇒	第 10 (赤沢)	939 人
第 12 (山屋)	252 人	⇒	第 11 (長岡)	1,431 人	⇒	第 11 (長岡)	1,189 人
第 13 (長岡)	1,346 人						
合計	16,929 人		合計	27,620 人		合計	28,159 人

2. 現状

本町では、学校再編前の小学校学区単位を基本として現在 11 投票区を設けており、その投票区の有権者が投票できる場所として、各投票区に 1 箇所の投票所を設置しています。

投票所の設置にあたっては、施設環境や施設規模、その投票区において中央部に位置していることなどを総合的に考慮しており、その地域の実情を踏まえた上で小学校または公民館を投票所として指定しています。なお、投票できる時間は午前 7 時から午後 8 時までとなっています。

また、公職選挙法の改正により平成 15 年からは期日前投票所（1 箇所）を設置しており、公示（告示）日の翌日から選挙期日前日まで投票することができます。

令和 4 年 3 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数は 28,159 人で、1 投票区あたりの平均登録者数は約 2,560 人です。最も多い投票区は 7,455 人、最も少ない投票区は 714 人となっています。

投票区	投票区の区域	区域面積	投票所施設	選挙人名簿登録者数
第 1 投票区	日詰第 1 行政区から 第 21 行政区まで	3.27k m ²	紫波町中央公民館	5,410 人
第 2 投票区	古館第 1 行政区から 第 19 行政区まで	7.02k m ²	古館公民館ふれあいホール	7,455 人
第 3 投票区	水分第 1 行政区から 第 13 行政区まで	27.87k m ²	水分公民館	1,480 人
第 4 投票区	志和第 2 行政区から 第 9 行政区まで	37.63k m ²	西の杜小学校	1,544 人
第 5 投票区	志和第 10 行政区から 第 21 行政区まで	32.61k m ²	旧片寄小学校	1,552 人
第 6 投票区	赤石第 1 行政区から 第 20 行政区まで	15.36k m ²	赤石公民館	6,203 人
第 7 投票区	彦部第 1 行政区から 第 6 行政区まで	11.66k m ²	彦部小学校	836 人
第 8 投票区	彦部第 7 行政区から 第 10 行政区まで	4.53k m ²	星山小学校	714 人
第 9 投票区	佐比内第 1 行政区から 第 9 行政区まで	32.39k m ²	佐比内公民館	837 人
第 10 投票区	赤沢第 1 行政区から 第 8 行政区まで	51.27k m ²	赤沢公民館	939 人
第 11 投票区	長岡第 1 行政区から 第 11 行政区まで	15.65k m ²	長岡公民館	1,189 人

期日前投票所施設	場所	開設（投票可能）時間
紫波町役場	紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

3. 課題

(1) 小学校閉校に伴う投票所見直しの必要性

令和3年度に西部地区、令和4年度に東部地区の小学校が再編（統廃合）となり、再編によって閉校となる小学校については今後跡地活用が進められるほか、閉校による水道や電気などの使用停止に伴い投票所としての機能に不備が生じることから、これまで投票所として利用していた11施設のうち、閉校となった3つの小学校（片寄小・彦部小・星山小）については、令和4年4月以降は投票所として利用できなくなる見込みです。

【学校再編に伴い投票所として利用できなくなる施設（令和4年4月以降）】

投票区	施設名	場所
第5投票区	旧片寄小学校	紫波町片寄字野崎 95 番地 7
第7投票区	彦部小学校	紫波町彦部字暮坪 165 番地 5
第8投票区	星山小学校	紫波町星山字樋口 80 番地

(2) 学校施設を投票所として利用する場合の施設環境

今後も現存する小・中学校の体育館を投票所として利用する場合、投票所としての施設規模は十分に有しますが、その一方で、各種式典や学習発表会などのイベントが投票日と重なる場合には、投票所として利用できない恐れがあります。また、夏場や厳寒期に選挙が行われる場合、天井が高く床面積の広い体育館は室温コントロールが難しく、有権者や投票立会人、事務従事者にとって好ましい施設環境とは言い難い状況です。

(3) 期日前投票制度の浸透に伴う当日投票者の減少

公職選挙法の改正により平成15年から期日前投票制度が導入され、制度の浸透により期日前投票による投票者数の割合が年々増加傾向にある一方、投票日当日に投票所で投票する有権者は減少傾向にあります。今後もこの傾向は続くことが予測されており、町の西部地区及び東部地区において人口減少が進む中、投票機会の確保を図りつつ当日投票所の効率的な運営について検討する必要があります。

【参議院議員通常選挙における期日前投票者数の推移（紫波町）】

執行年月日	投票者総数	期日前投票者数	期日前投票者数割合（前回比）
H16. 7. 11	16,954 人	1,327 人	7.83%
H19. 7. 29	17,470 人	2,144 人	12.27%（+4.44%）
H22. 7. 11	15,952 人	2,519 人	15.79%（+3.52%）
H25. 7. 21	15,537 人	2,918 人	18.78%（+2.99%）
H28. 7. 10	16,119 人	4,012 人	24.89%（+6.11%）
R1. 7. 21	14,778 人	3,905 人	26.42%（+1.53%）※H16 対比：+18.59%

【令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙における期日前投票者数（投票区ごと）】

投票区	投票者総数	期日前投票者数	期日前投票者数割合
第1投票区（日詰）	2,892 人	881 人	30.46%
第2投票区（古館）	3,956 人	996 人	25.18%
第3投票区（水分）	810 人	168 人	20.74%

第4投票区（上平沢）	870人	217人	24.94%
第5投票区（片寄）	841人	214人	25.45%
第6投票区（赤石）	2,975人	826人	27.76%
第7投票区（彦部）	432人	137人	31.71%
第8投票区（星山）	404人	109人	26.98%
第9投票区（赤沢）	456人	94人	20.61%
第10投票区（佐比内）	500人	127人	25.40%
第11投票区（長岡）	642人	136人	21.18%
計	14,778人	3,905人	26.42%

(4) 国政選挙における選挙委託費の抑制

国政選挙は選挙委託費（国が負担する費用）を財源として執行されますが、行財政改革の推進や選挙執行経費基準法の改正等によりこれまで以上に選挙費用の抑制が求められており、全国的にも投票区（投票所）の見直しによる執行経費の削減等が進められています。

【参議院議員通常選挙における投票所の推移（全国）】

執行年月日	投票所数	前回比
H16. 7. 11	53,439 か所	
H19. 7. 29	51,742 か所	▲1,697 か所
H22. 7. 11	50,314 か所	▲1,428 か所
H25. 7. 21	48,777 か所	▲1,537 か所
H28. 7. 10	47,905 か所	▲872 か所
R1. 7. 21	47,044 か所	▲861 か所（H16 対比：▲6,395 か所）

(5) 町執行選挙における執行経費の増大

町が執行する選挙（町長選挙、町議会議員選挙）においては、選挙に係る経費はすべて町の負担となります。選挙の執行にあたっては相当額の経費を町で負担しなければならないほか、令和3年度からは選挙公営（公費負担）制度が町村にも拡大されたことから、選挙に係る経費は今後一層増大することが見込まれており、町の財源が限られる中、これまで以上に選挙執行の合理化による執行経費の縮減に努める必要があります。

(6) 投票立会人の成り手不足

投票立会人については原則公募による募集を行い、応募者の中から投票区ごとに3人ずつ選任していますが、有権者数が少ない投票区においては応募が0件の場合もあるなど、高齢化や人口減少が進む中で投票立会人の成り手不足が深刻化しています。

4. 投票区再編の目的

前述の投票区の現状と課題を踏まえ、次の4点を目的として投票区の再編を行います。

- (1) 学校閉校に伴う新たな投票所の確保
- (2) 投票環境の向上
- (3) 選挙執行経費の削減
- (4) 投票立会人の成り手不足の解消

5. 投票区再編方針

国が概ねの基準とする「道程3km以内、有権者数3千人以下」(昭和44年旧自治省通知)を参考に、投票区再編方針を次のとおりとします。

- (1) 町の行政区域単位(日詰・古館・水分・志和・赤石・彦部・佐比内・赤沢・長岡)を基本として再編を行います。再編の対象となる投票区は、第4投票区(上平沢)、第5投票区(片寄)、第7投票区(彦部)、第8投票区(星山)の4投票区です。
- (2) 上記以外の投票区における統合等については、今後の各地域の人口動態や施設の老朽化状況などを踏まえた上で将来的な検討事項としますが、投票機会の確保(投票所までの距離など)の観点から、今回は再編の対象外とします。
- (3) 投票所は公民館などの公共施設を優先的に充てることとし、投票区の区域内においてできる限り中央部に位置するとともに、衆参同日選挙(最大5票)にも対応できるなど一定規模の面積を有することを条件とします。

6. 実施時期

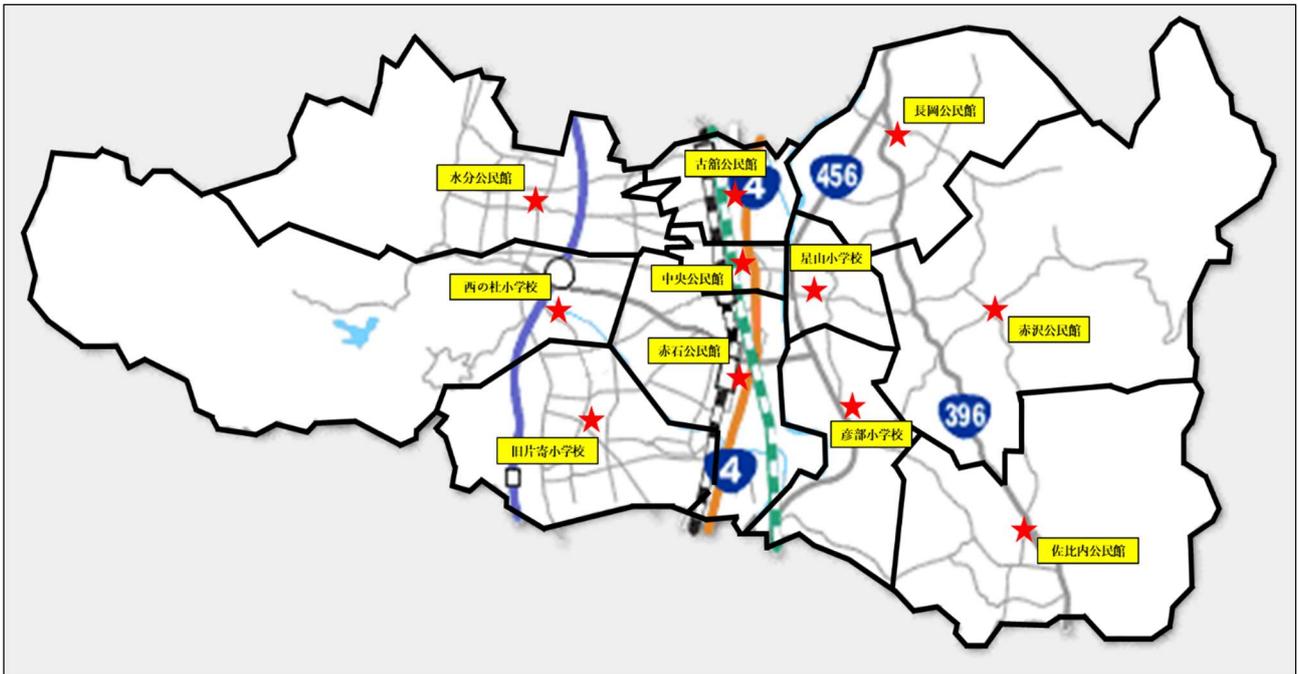
令和4年7月に執行が見込まれる参議院議員通常選挙(R4.7.25任期満了)から適用するものとします。

7. 投票区再編案

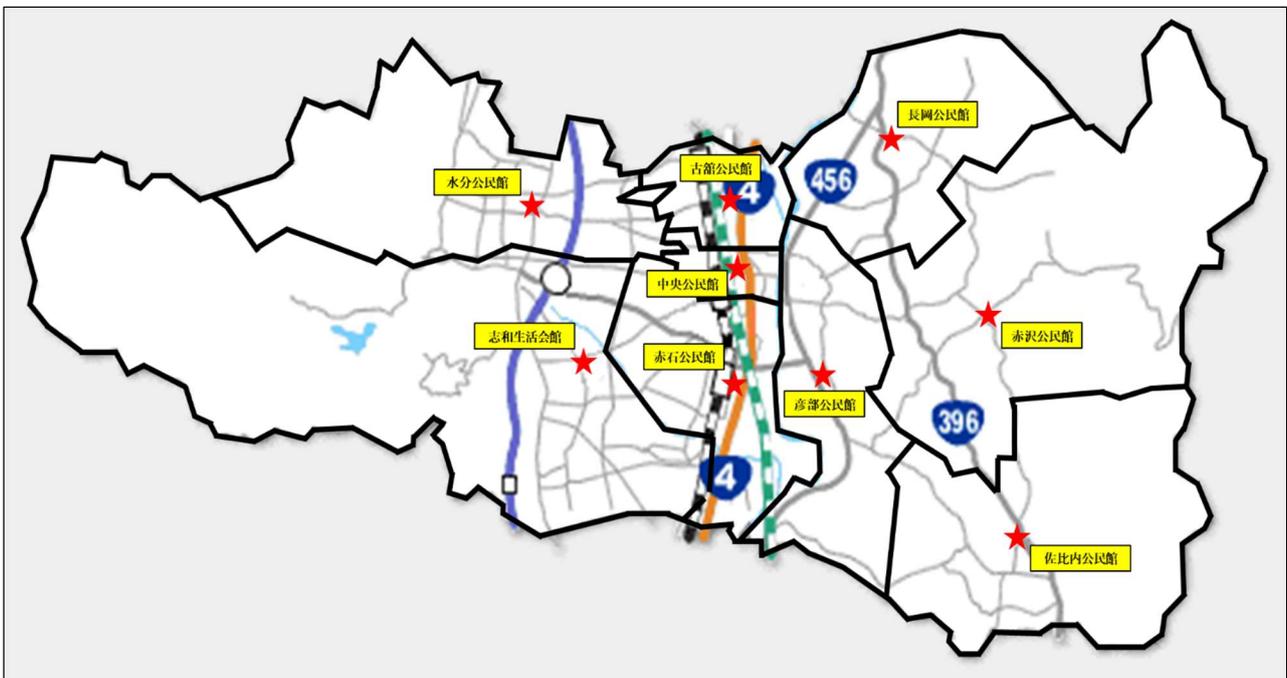
現行の「第4投票区・第5投票区」及び「第7投票区・第8投票区」をそれぞれ統合し、下記のとおり小学校学区単位を基本とした11投票区から、行政区域単位を基本とした9投票区へ再編を行います。

現行【11投票区】			再編案【9投票区】	
投票区	投票所		投票区	投票所
第1投票区 (日詰)	紫波町中央公民館 (5,410人)	⇒	第1投票区 (日詰)	紫波町中央公民館 (5,410人)
日詰第1行政区～第21行政区			日詰第1行政区～第21行政区	
第2投票区 (古館)	古館公民館ふれあいホール (7,455人)	⇒	第2投票区 (古館)	古館公民館ふれあいホール (7,455人)
古館第1行政区～第19行政区			古館第1行政区～第19行政区	
第3投票区 (水分)	水分公民館 (1,480人)	⇒	第3投票区 (水分)	水分公民館 (1,480人)
水分第1行政区～第13行政区			水分第1行政区～第13行政区	
第4投票区 (上平沢)	西の杜小学校 (1,544人)	⇒	第4投票区 (志和)	志和公民館 (志和生活会館) (3,096人)
志和第2行政区～第9行政区				
第5投票区 (片寄)	旧片寄小学校 ※R3～閉校 (1,552人)	⇒	志和第2行政区～第21行政区	
志和第10行政区～第21行政区			第5投票区 (赤石)	赤石公民館 (6,203人)
第6投票区 (赤石)	赤石公民館 (6,203人)	⇒	赤石第1行政区～第20行政区	
赤石第1行政区～第20行政区			第6投票区 (彦部)	彦部公民館 (1,550人)
第7投票区 (彦部)	彦部小学校 ※R4～閉校 (836人)	⇒		
彦部第1行政区～第6行政区			彦部第1行政区～第10行政区	
第8投票区 (星山)	星山小学校 ※R4～閉校 (714人)	⇒	第7投票区 (佐比内)	佐比内公民館 (837人)
彦部第7行政区～第10行政区			佐比内第1行政区～第9行政区	
第9投票区 (佐比内)	佐比内公民館 (837人)	⇒	第8投票区 (赤沢)	赤沢公民館 (939人)
佐比内第1行政区～第9行政区			赤沢第1行政区～第8行政区	
第10投票区 (赤沢)	赤沢公民館 (939人)	⇒	第9投票区 (長岡)	長岡公民館 (1,189人)
赤沢第1行政区～第8行政区			長岡第1行政区～第11行政区	
第11投票区 (長岡)	長岡公民館 (1,189人)	⇒		
長岡第1行政区～第11行政区				

【現行（11 投票区）】



【再編案（9 投票区）】



8. 投票区再編による影響及び対策

今回の投票区再編により投票所が 11 箇所から 9 箇所へ減少することになることから、見直しの対象となる地区の有権者の中には投票所までの距離が遠くなる場合があるほか、再編される投票区においては有権者数が増加することになります。

投票区の再編にあたっては、見直しの対象となる地区の有権者に対して投票所変更の周知を十分に図るとともに、有権者の投票機会の確保や、感染症対策をはじめとした投票所における混雑緩和等に係る対策を講じます。

また、投票区の再編対象区域であるかどうかに関わらず、投票所までの移動手段がない方に対しては、令和 2 年 4 月から運行を開始している「紫波町デマンド型乗合バスしわまる号」の利用を促すとともに、選挙期間中に紫波町社会福祉協議会が車いす利用者を対象として実施している無料送迎事業や、障害者手帳を所持している方を対象として町が交付する福祉タクシー券の利用について一層の周知を図り、引き続き投票率の向上に努めます。

9. 投票区再編により期待される効果

(1) 投票所施設の確保

閉校となった 3 つの小学校（片寄小・彦部小・星山小）については、令和 4 年 4 月以降は投票所として利用できなくなる見込みでしたが、投票区の再編を行うことで利便性の高い施設を新たな投票所として指定することができます。

(2) 投票環境の向上

これまでは 11 投票所のうち 4 つの投票所において小学校を投票所として利用していましたが、今回の見直しにより、すべての投票所において公民館施設またはそれに準じる施設を利用することになります。公民館施設は地域住民の集いの場として投票環境（室温環境、駐車場スペース、バリアフリー、手洗い場など）が整っており、投票所として必要な一定程度の面積を有することから、投票環境の向上に繋がることを見込まれます。

(3) 選挙執行経費の削減（投票所運営経費、ポスター掲示場設置経費）

主に投票管理者、投票立会人、投票事務従事者等が 18 名程度削減されることによる人件費の削減のほか、投票所経費やポスター掲示場の設置経費などの経費削減が見込まれ、令和 4 年 1 月に執行された町長選挙をベースとした場合、105 万円程度の選挙執行経費の削減（削減率約 8.5%）が見込まれます。

(4) 投票立会人の成り手不足の一部解消

今回の再編対象となる投票区においては、投票区の統合により有権者数が増加することから投票立会人の成り手不足の解消が見込まれます。

紫波町投票区再編計画（案）

令和4年3月発行

（令和4年3月17日選挙管理委員会決定）

編集 紫波町選挙管理委員会事務局

電話019-672-2111（代表）

FAX019-672-2311